

東地申
第13号

12月19日
～その3～

「度重なる労働基準法違反に対する」 緊急申し入れ

～第2項の続き～

【組合】労基法違反した場合の地本への説明が1か月後になったのはなぜなのか。重大な事象ではないのか。

【会社】定例の勉強会の場で説明しようとしたので、1ヶ月時間がかかったのは事実である。遅いと思われても仕方がない。今後は、適宜適切なタイミングで説明をしていく。

【組合】今後は、速やかに事象を説明するということが良いのか。

【会社】そのとおりだ。

【組合】現場長が、社員代表に対して『個人的な人間関係で34条違反を説明した』と聞いているが、個人的に説明する事象ではない。安全衛生委員会で議論すること。

【会社】『健康被害のおそれがある長時間労働にあたらなため、調査・審議事項にあたらな』と、委員長(現場長)判断したので議論はしていない。今後も安全衛生委員会では議論しない。



地本は以下の点を通告し、 団体交渉終了!

① 今回の団体交渉は、労働基準法違反の詳細内容について書面での回答を求めたが、事前の調整もなく回答書のみでの回答であり、**不誠実団交**である。



② 何度も発生している34条違反は、**2度と起きない**ように安全衛生委員会の中で、労使で考えるべきものであり、労働基準法や労働安全衛生法、国からも指導されている厚労省のガイドラインの主旨に反している。安全衛生委員会の調査・審議事項の21項目に該当しているにもかかわらず、安全衛生委員会で議論しないとの回答は、労働安全衛生法違反である。東京支社の回答は、労基法違反に対しての誠意ある回答ではない。

このような会社の回答では、会社が望んでいる1年締結とはならない!